

## 消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議の開催について

〔平成 28 年 4 月 8 日  
関係府省庁申合せ  
平成 28 年 12 月 26 日一部改正  
平成 30 年 1 月 29 日一部改正  
平成 30 年 10 月 26 日一部改正〕

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 171 条第 1 項に基づき、消費税の軽減税率制度の導入に当たって、混乱が生じないよう万全の準備を進めるため、消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房副長官補（内政担当）
副 議 長	財務省主税局長 中小企業庁長官
構 成 員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 内閣府大臣官房総括審議官 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長 警察庁長官官房総括審議官 金融庁総合政策局総括審議官 消費者庁次長 復興庁統括官付審議官 総務省大臣官房総括審議官（広報、政策企画（主）、公文書管理担当） 総務省自治税務局長 法務省大臣官房政策立案総括審議官 外務省経済局長 国税庁次長 文部科学省大臣官房総括審議官 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官 厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 農林水産省食料産業局長 農林水産省経営局長 経済産業省大臣官房商務・サービス審議官 経済産業省経済産業政策局長 国土交通省政策統括官 環境省総合環境政策統括官 防衛省大臣官房長

- 3 会議の庶務は、内閣府の助け及び総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。